電気料金メニュー定義書

【おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）】

TG オクトパスエナジー株式会社

小売電気事業者登録番号：A0793

2026 年 6 月 1 日実施

目次

1　実施期日 3
2　定義 3
3　適用条件 4
4　供給電気方式、供給電圧および周波数 6
5　最大需要容量および契約容量 6
6　電気料金 7
7　適用期間 9
8　契約容量または電気料金メニューの変更 9
9　おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の定義書の変更および廃止 10
10　単位および端数処理 10
11　おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の特徴 10
付則 12
1　当社の他の電気料金メニューからのメニュー変更時における新規加入割引の残額の取り扱いについて 12
別表 13
1　燃料費調整 13
2　契約容量の計算方法 15

電気料金メニュー定義書【おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア)】(以下「おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の定義書」といいます。）は、当社の電気需給約款（以下「電気需給約款」といいます。）にもとづき、電灯または小型機器をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の定義書に定める基本料金、電力量料金、および燃料費調整における基準単価の金額は、全て消費税等相当額を含みますが、消費税率が改定された場合は、改定後の消費税率にもとづき精算します。

1　実施期日

おまかせ EV オクトパス 2026-06(四国電力エリア)の定義書は、2026年６月１日より実施します。

2　定義

次の言葉は、おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の定義書において、それぞれ次の意味で使用します。なお、電気需給約款に定義される言葉は、別段の定めがない限り、おまかせ EV オクトパス 2026-06(四国電力エリア)の定義書においても同様の意味で使用します。

（1）　貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

（2）　平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年１月１日から３月 31 日までの期間、２月１日から４月 30 日までの期間、３月１日から５月 31 日までの期間、４月１日から６月 30 日までの期間、５月１日から７月 31 日までの期間、６月１日から８月 31 日までの期間、7 月１日から９月 30 日までの期間、８月１日から 10 月 31 日までの期間、９月１日から 11 月 30 日までの期間、10 月１日から 12 月 31 日までの期間、11 月１日から翌年の１月 31 日までの期間または 12 月１日から翌年の２月 28 日までの期間(翌年が閏年となる場合は、翌年の２月 29 日までの期間とします。）をいいます。

（3）　EV ナイトタイム

毎日午前１時から午前５時までの時間帯をいいます。

（4）　EV デイタイム

毎日午前 11 時から午後 1 時までの時間帯をいいます。

（5） スタンダードタイム

EV ナイトタイムおよび EV デイタイム以外の時間帯をいいます。

（6） 対象設備

当社のおまかせ EV オクトパス デバイス制御サービス約款で定義される「対象設備」をいいます。

3 適用条件

おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の定義書にもとづく電気料金メニュー（以下「おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア)」といいます。）は電灯または小型機器をご使用のお客さま向けのメニューとし、次の(１)①ないし③のいずれの条件にも該当する場合または(２)①ないし③のいずれの条件にも該当する場合に適用します。なお、(1)①ないし③のいずれの条件も満たす場合を、以下「6 キロボルトアンペア未満の場合」といい、(2)①ないし③のいずれの条件も満たす場合を、以下「6 キロボルトアンペア以上の場合」といいます。

(１) 使用する最大容量が 6 キロボルトアンペア未満の場合

① 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

② 1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし､1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、 (１)①に該当し、かつ、 (１)②の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

③ 動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

④ お客さままたはお客さまと同居する家族（以下まとめて「お客さま

ご家族」といいます。）が、EV（電気自動車）または PHEV（プラグインハイブリッド車）のいずれかおよびその充電設備を所有していること。なお、当社は、必要に応じて、お客さまご家族に対して EV または PHEV のいずれかおよびその充電設備の所有を証明する資料の提出を求めることがあります。お客さまご家族による EV または PHEV のいずれかおよびその充電設備の所有が確認できない場合、おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の適用をお断りすることや、当社の他の電気料金メニューへの変更をさせていただくことがあります。

⑤　当社のおまかせ EV オクトパス デバイス制御サービス約款に基づき、おまかせ EV オクトパス デバイス制御サービス契約をしていること。当該契約が成立していない場合、または契約が終了した場合、おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の適用をお断りすることや、当社の他の電気料金メニューへの変更をさせていただくことがあります。

⑥　対象設備のオンボーディング（連携設定）を完了していること。オンボーディングが完了していない場合、またはオンボーディングが解除された場合、おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の適用をお断りすることや、当社の他の電気料金メニューへの変更をさせていただくことがあります。

(２) 契約容量が 6 キロボルトアンペア以上の場合

①　契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

②　1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、当社が認めたときは、(２)①に該当し、かつ、(２)②の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

③　動力をご使用のお客さま向けのメニューとあわせて契約せずに、動力を使用しないこと。

④　お客さまままたはお客さまと同居する家族（以下まとめて「お客さまご家族」といいます。）が、EV（電気自動車）または PHEV（プラグインハイブリッド車）のいずれかおよびその充電設備を所有していること。なお、当社は、必要に応じて、お客さまご家族に対して EV または PHEV のいずれかおよびその充電設備の所有を証明する資料の提出を求めることがあります。お客さまご家族による EV または PHEV のいずれかおよびその充電設備の所有が確認できない場合、おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の適用をお断りすることや、当社の他の電気料金メニューへの変更をさせていただくことがあります。

⑤　当社のおまかせ EV オクトパス デバイス制御サービス約款に基づき、おまかせ EV オクトパス デバイス制御サービス契約をしていること。当該契約が成立していない場合、または契約が終了した場合、おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の適用をお断りすることや、当社の他の電気料金メニューへの変更をさせていただくことがあります。

⑥　対象設備のオンボーディング（連携設定）を完了していること。オンボーディングが完了していない場合、またはオンボーディングが解除された場合、おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の適用をお断りすることや、当社の他の電気料金メニューへの変更をさせていただくことがあります。

4　供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツまたは 60 ヘルツとします。ただし、技術上やむを得ない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

5　最大需要容量および契約容量

6 キロボルトアンペア未満の場合の最大需要容量については、以下(1)および(2)、6 キロボルトアンペア以上の場合の契約容量については、以下(3)および(4)のとおり定めます。

（1）　最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情から必要に応じてお客さまと当社または一般送配電事業者との協議によって行います。

（2） 一般送配電事業者は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

（3） 契約容量は、1 年間を通じての最大の負荷を基準として、以下のいずれかに従い決定します。ただし、いずれの場合も必要に応じて、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 2（契約容量の計算方法）により計算された値等に決定することがあります。

① 他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぎます。ただし、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値が不明の場合は、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値や、当社指定の値とすることがあります。

② 引越し（転入）等の理由で、新たに電気の需給を開始する場合は、原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値とします。ただし、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量の値が不明の場合は、当社指定の値とすることがあります。

③ 当社の他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約から、おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）に切り替える場合は、他の電気料金メニューまたは他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。

（4） 契約容量が、(3)ただし書にもとづき、契約主開閉器の定格電流にもとづき計算された値となる場合には、あらかじめ契約主開閉器を設定していただくとともに、当社および一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

6 電気料金

電気料金は以下のとおりとします。なお、基本料金および電力量料金は、6 キロボルトアンペア未満の場合と 6 キロボルトアンペア以上の場合で以下のとおり異なります。お客さまの使用する最大需要容量が変化し、電気料金の適用条件を満たさないこととなった場合には、あらかじめお客さまにその旨を連絡した上で、適用する電気料金を変更する場合があります。

（1） 基本料金

基本料金は、1 か月につき以下のとおりとします。

「使用期間 1 日あたりの金額」×「当月 1 か月の使用期間の日数」

（「当月 1 か月の使用期間の日数」は実際に電気を使用された日数ではなく、電気需給約款 14(電気の使用期間)で定める使用期間の日数です。）

【6 キロボルトアンペア未満の場合】

使用期間 1 日あたりの金額	18.40 円

【6 キロボルトアンペア以上の場合】

使用期間 1 日あたりの金額	
契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	13.92 円

6 キロボルトアンペア以上の場合では、1 か月まったく電気を使用しない月の基本料金は、「使用期間 1 日あたりの金額」×「当月 1 か月の使用期間の日数」の金額から半額とします。

（2） 電力量料金

1 か月の電力量料金は、電気需給約款 14（電気の使用期間）(1)に定める当月の使用電力量により、次のとおりとします。ただし、別表 1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（燃料費調整）(1)①によって計算された平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合は、別表 1（燃料費調整）(1)④によって計算された燃料費調整額を加えたものとします。

【6 キロボルトアンペア未満の場合】

EV ナイトタイム	1 キロワット時につき	14.00 円
EV デイタイム	1 キロワット時につき	12.00 円
スタンダードタイム	1 キロワット時につき	29.15 円

【6 キロボルトアンペア以上の場合】

EV ナイトタイム	1 キロワット時につき	14.00 円
EV デイタイム	1 キロワット時につき	12.00 円
スタンダードタイム	1 キロワット時につき	25.97 円

（3） 電気料金の合計が負となる場合の特例

(1)および(2)によって計算された基本料金、電力量料金および電気需給約款で定める再生可能エネルギー発電促進賦課金に加え、付帯メニューや

割引等が適用される場合でその全てを反映した後の合計が負となるときは、その１か月の料金は、０円とします。

（4） 友達紹介割

電気需給約款、電気料金メニュー定義書にもとづき計算される電気料金を割引します。割引の詳細は別途電気需給約款の付則に記載します。

7 適用期間

（1） おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の適用開始日は、電気需給約款 6（電気需給契約の申し込み）に定める電気需給契約の申し込みの場合には、電気需給約款 9（電気の需給開始）(1)に定める需給開始日とします。電気需給約款 27（他の電気料金メニューへの変更）に定める電気料金メニューの変更の場合には、原則として当社が変更を承諾した直前の電気の計量日または検針日とします。ただし、お申し込み内容･状況により所定の手続き終了までに時間を要する場合等で、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日または検針日となることがあります。

（2） おまかせ EV オクトパス 2026-06(四国電力エリア)の適用期間は、(1)に定める適用開始日から電気需給約款 29（お客さまからの電気需給契約の解約）および 30（当社からの電気需給契約の解約等）に定める解約日または終了日までとします。

8 契約容量または電気料金メニューの変更

（1） 当社が、お客さまからの契約容量の変更（6 キロボルトアンペア未満の場合から６キロボルトアンペア以上の場合への変更または６キロボルトアンペア以上の場合から 6 キロボルトアンペア未満の場合への変更（以下「6 キロボルトアンペアを跨ぐ変更」といいます。）を含みます。）のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約容量にもとづく基本料金を､お客さまが希望した日から電気料金の計算に適用します｡ただし、6 キロボルトアンペアを跨ぐ変更の場合、変更後の契約容量にもとづく電力量料金をお客さまが希望した日以降に到来する電気の計量日または検針日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。

（2） お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約容量（または最大需要容量）を新たに設定もしくは変更した後の計量日または検針日から１年目の日が属する月の計量日または検針日まで、契約容量（または最大需要容量）を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。

（3） 契約容量の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4（本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

9 おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の定義書の変更および廃止

（1） 当社は、おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の定義書を変更する場合には、電気需給約款 4(本約款等の変更)に準じます。

（2） 当社は、おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の定義書を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

（3） おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の定義書の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、電気需給約款 4(本約款等の変更）(2)および(3)に準じます。

10 単位および端数処理

おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の定義書において電気料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

（1） 契約容量の単位は、1 キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

（2） 当月の使用電力量は、使用期間について記録型計量器により 30 分単位で計量される使用電力量を合計した値とします。当月の使用電力量が小数点以下の値となる場合、端数処理は行わず、その値を電気料金の計算で使用します。

11 おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の特徴

（1） おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）は、当社がお客さまに供給する電気について、再生可能エネルギー指定の非化石証書を 100%利用し、実質的に再生可能エネルギー100%かつ二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）をゼロとする電気料金メニューです。

（2） 本メニューにおける電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の計画値は、当社ホームページ（https://octopusenergy.co.jp/fuel-mix-green）をご確認ください。実績値は、前年度の実績確定後、前述の当社ホームページでお知らせい

たします。

（3） 当社がお客さまに供給する電気に用いる非化石証書は、再生可能エネルギー指定のものとし、発電所や電源の種類を特定するものではありません。お客さまの電力使用が当社の想定を上回る場合や、非化石証書の調達状況が悪化した場合、および天災地変、法令の制定または 改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合で、当社がやむを得ないと判断した際は、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が 100%とならないこと、二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）が実質的にゼロとならないことがあります。これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負いません。

付則

1　当社の他の電気料金メニューからのメニュー変更時における新規加入割引の残額の取り扱いについて

（1）　当社の他の電気料金メニューからおまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）にメニュー変更する際に、当社の他の電気料金メニューの新規申込をされたお客さまを対象として実施した割引（以下、「新規申込割」といいます。）の残額（以下「他メニューの新規申込割の残額」といいます。）が存在する場合、他メニューの新規申込割の残額を継続して電気料金の割引に利用できるものとします。他メニューの新規申込割の割引金額（税込）全額が割り引かれ、他メニューの新規申込割の残額がなくなるまで、割引を行います。他メニューの新規申込割の適用条件、割引内容、割引期間の詳細は、対象の電気料金メニュー定義書をご確認ください。

（2）　電気需給約款 29（お客さまからの電気需給契約の解約）や 30（当社からの電気需給契約の解約等）にもとづいて当社との電気需給契約が解約または終了となり、電気需給契約の解約日（または終了日）直前の計量日または検針日から解約日（または終了日）の前日までの使用期間にもとづく電気料金（以下、「解約直前の電気料金」といいます。）から他メニューの新規申込割の残額を割り引いた後もさらに他メニューの新規申込割の残額が残る場合、その残額は解約直前の電気料金の請求日時点で消滅します。

（3）　当社は、おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の定義書９（おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の定義書の変更および廃止）にもとづき、おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の定義書を廃止する場合があります。おまかせ EV オクトパス 2026-06（四国電力エリア）の定義書を廃止する場合で、廃止時点でお客さまの他メニューの新規申込割の残額が残っている場合、他メニューの新規申込割の残額の取り扱いについて当社ホームページに掲載します。

別表

1　燃料費調整

(1)　燃料費調整額の計算

①　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって計算された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

平均燃料価格＝Ａ × α ＋ Ｂ × β ＋ Ｃ × γ

Ａ＝各平均燃料価格計算期間における １ キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格計算期間における １ トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格計算期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.2104

β＝0.0541

γ＝1.0588

なお、各平均燃料価格計算期間における１キロリットル当たりの平均原油価格、１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は、１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。

②　燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって計算された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入します。

イ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を下回る場合

燃料費調整単価

＝　（26,000 円　－　平均燃料価格）

×　((2)の基準単価　÷　1,000）

ロ　１キロリットル当たりの平均燃料価格が 26,000 円を上回る場合

燃料費調整単価

＝　（平均燃料価格　－　26,000 円）

×　((2)の基準単価　÷　1,000）

③　燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格計算期間の平均燃料価格によって計算された燃料費調整単価は、その平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用します。

各平均燃料価格計算期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりとします。

ただし、電気需給契約を解約した場合で、解約日がその直前の計量日または直前の検針日が属する月の場合には、燃料費調整単価適用期間は、解約前の計量日の前の計量日から解約前の計量日の前日まで、または解約前の検針日の前の検針日から解約前の検針日の前日までの期間とします。

平均燃料価格計算期間	燃料費調整単価適用期間
毎年１月１日から３月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日または検針日から 6 月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年２月１日から４月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日または検針日から 7 月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年３月１日から５月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日または検針日から 8 月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年４月１日から６月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日または検針日から 9 月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年５月１日から７月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日または検針日から10月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年６月１日から８月 31 日までの期間	その年の10月の計量日または検針日から11月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年７月１日から９月 30 日までの期	その年の11月の計量日または検針日か

間	ら12月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年８月１日から10月31日までの期間	その年の12月の計量日または検針日から翌年の 1 月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年９月１日から11月30日までの期間	翌年の 1 月の計量日または検針日から 2 月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年10月１日から12月31日までの期間	翌年の 2 月の計量日または検針日から 3 月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年11月１日から翌年の１月31日までの期間	翌年の 3 月の計量日または検針日から 4 月の計量日の前日または検針日の前日までの期間
毎年12月１日から翌年の２月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の２月29日までの期間）	翌年の 4 月の計量日または検針日から 5 月の計量日の前日または検針日の前日までの期間

④　燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量に②によって計算された燃料費調整単価を適用して計算します。

（2）　基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値で、次のとおりとします。

1 キロワット時につき	0.196 円

（3）　燃料費調整単価等の掲載

当社は、(1)①の各平均燃料価格計算期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)②によって計算された燃料費調整単価を当社のホームページに掲載します。

2　契約容量の計算方法

お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合で、当社がその旨を承諾する場合の契約容量は、次により計算します。

（1）　供給電気方式および供給電圧が交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルト

もしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)
× 電圧(ボルト)
× （1 ÷ 1,000）

なお、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトの場合の電圧は、200 ボルトとします。

(2) 供給電気方式および供給電圧が交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトの場合

契約主開閉器の定格電流(アンペア)
× 電圧(ボルト)
× 1.732
× （1 ÷ 1,000）